



人事・労務に役立つ NEWS

労務アシスト通信 α

11

2023

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com HP：https://roumu-assist.com/

施行済み
の改正

厚生年金保険などの被保険者資格取得届にはマイナンバーを必ず記入してください

令和 5 年 9 月 29 日から、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 125 号）」が施行されました。これにより、厚生年金保険の被保険者資格取得届などについて、個人番号（マイナンバー）の記載を求めることが明確化されました。これを受けて、日本年金機構から、次のようなお知らせがありました。

……………【事業主の皆さまへ】「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください……………

- 「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、マイナンバー（基礎年金番号を有する方は、マイナンバーまたは基礎年金番号）を必ず記入してください。マイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻いたします。
- これまでは、基礎年金番号を有する方で、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、令和 5 年 9 月 29 日以降はマイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻しています。
- なお、短期在留外国人等、マイナンバーも基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きをお願いします。



★採用時において、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない方については、短期在留外国人等を除き、被保険者資格取得届が返戻される（＝被保険者資格が認められない）ことになります。

重要・
要チェック

「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定 早急に開始へ

check!



いわゆる「年収の壁」への当面の対応策として、令和 5 年 9 月 27 日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。その概要を確認しておきましょう。

……………「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料）……………

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者 1 人当たり最大 50 万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収 130 万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

（次ページへ続く）

★各対応策については、このパッケージに基づき、今後、所要の手続を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。たとえば、キャリアアップ助成金のコースの新設（社会保険適用時処遇改善コースの新設）に関する改正省令は、令和5年10月中には、公布・施行される模様です。

詳細につきましては、改めてお伝えします。

重要・要チェック

令和5年分の年末調整は昨年と同じ手順

令和5年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」を開設したとの案内もありました。

今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和4年分）と同じ手順となります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。



..... 国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」のトップ画面

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット](#)」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくと年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
→ [ダウンロードはこちら](#)
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。

源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ

給与所得者
（従業員）の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

詳しい説明（パンフレット）
（[年末調整](#)・[源泉徴収票](#)）

各種様式・記載例
（[年末調整](#)・[源泉徴収票](#)）

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

※ [PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください](#)

お仕事
カレンダー
11月

11/ 10	● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
11/ 16	● 所得税予定納税額の減額申請期限（第2期分のみ）
11/ 30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
	● 9月決算法人の確定申告と納税・2024年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
	● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
	● 所得税予定納税額の納付（第2期分）

